

平成 21 年 12 月 4 日

「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の  
株式の処分の停止等に関する法律」の成立について

社団法人 全国地方銀行協会  
会 長 小 川 是

本日、「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」が国会において成立しました。これにより、ゆうちょ銀行やそのグループに政府の関与が継続することが明確となりました。

これまで、当協会は郵政改革に関し、経営規模の縮小、公正な競争条件の確保、地域との共存、の3つの観点が重要である旨を一貫して主張してきました。とりわけ、政府出資が残るなど、ゆうちょ銀行と民間金融機関とで公正な競争条件が確保されない間は、新規業務の認可や預入限度額の撤廃等が行われるべきではないと申し述べてきました。

先般の「郵政改革の基本方針」やこの法律の成立を踏まえると、今後のゆうちょ銀行は、当面、100%政府出資のもと、特別法に基づき幅広い業務範囲が認められることとなり、地域の民間金融機関の経営を圧迫するのではないかと懸念されます。政府の株式保有が続き、公正な競争条件が確保されない状況では、ゆうちょ銀行が業務範囲の拡大等を行うべきでないことはもちろんのこと、むしろ、業務範囲の絞り込みや預入限度額の引き下げなどの検討が必要になると考えます。

地銀界としては、今後の政府による郵政事業の抜本的見直しの過程において、こういった観点を十分に踏まえた検討が進められるよう要望いたします。

以 上